

# 香川県報



第 85 号

平成 15 年

10月28日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 告 示

保安林の指定の解除予定の通知（二件） （みどり整備課） 一

漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立 （水産課） 一

昭和六十三年香川県告示第七百二号（漁業災害補償法の規定による漁業共済

加入区の設定）の一部改正 （ ） 二

道路の供用開始（二件） （道路保全課） 二

道路の位置指定 （建築課） 三

### 公 告

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 （経営支援課） 四

土地改良事業の適否決定（二件） （土地改良課） 四

土地改良事業の認可 （ ） 四

土地改良区の役員就退任の届出（二件） （ ） 六

土地改良区の役員退任の届出 （ ） 六

## 告 示

香川県告示第六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十五年十月二十八日

一 解除に係る保安林の所在場所

香川県知事 真 鍋 武 紀

三豊郡山本町大字河内字弥助谷二四一八の一・二四一八の四六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり整備課及び山本町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。）

香川県告示第六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十五年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

小豆郡内海町福田字近谷乙四三六の二・乙四三六の六から乙四三六の八まで・乙四三七の二・乙四三七の四・乙四三七の五・乙四三八の五・乙四三八の八・乙四六一の二）以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。（、乙四三五の二、乙四三六の五、乙四六一の四、乙四六一の五、乙四六一の九から乙四六一の一一まで

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり整備課及び内海町建設農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

香川県告示第六百八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第三項において準用する同法第百五条の二第三項の規定により提出された区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十五年十月二十八日

一 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 小豆郡土庄町甲二四番地二二六 馬場 明  
 小豆郡土庄町甲二四番地二二一 東村 裕次  
 小豆郡土庄町甲二六四五番地一〇 田中 隆和
- 2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分  
 土庄王子前・柳東部加入区  
 のり等養殖業

- 二1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名  
 小豆郡土庄町甲三一一番地二 堀川 雅俊  
 小豆郡土庄町甲二七三番地三 堀川 定雄  
 小豆郡土庄町甲二六五番地三 堀川 満宏
- 2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分  
 土庄東元浜・洲鼻加入区  
 のり等養殖業

- 三1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名  
 小豆郡池田町大字蒲生甲一九二番地一 柴田 伊佐生  
 小豆郡池田町大字二面四一八番地一 三浦 輝彦
- 2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分  
 池田加入区  
 のり等養殖業

香川県告示第六百九号  
 詫間漁業協同組合について、漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十三号)第十八条の五第二項の規定により関係加入区を存続させることとし、昭和六十三年香川県告示第七百二号(漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定)の一部を次のように改正し、平成十五年十月二十八日から施行する。  
 平成十五年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀  
 のり等養殖業(のり養殖)の表中、「詫間漁業協同組合」を、「旧詫間漁業協同組合」に、「箱浦漁業協同組合」を、「旧箱浦漁業協同組合」に改める。

香川県告示第六百十号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。  
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十月二十八日から同年十一月十八日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年十月二十八日

- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 道路の種類 県道(主要地方道)  
 二 路 線 名 丸亀詫間豊浜線(二十一号)  
 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字見立二三四七番一地 先から 仲多度郡多度津町大字見立二一九九番地先 まで	六・〇 二八・〇	五〇〇	平成十四年 香川県告示 第三百八十 号で変更し た区域

四 供用開始の期日 平成十五年十月二十八日  
 香川県告示第六百十一号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。  
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十月二十八日から同年十一月十八日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年十月二十八日

- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 道路の種類 県道(主要地方道)  
 二 路 線 名 丸亀詫間豊浜線(二十一号)  
 三 道路の区域

公 告

香川県公告第六百二十四号  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）（附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。  
 平成十五年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所  
 サンコー株式会社  
 高松市朝日町二丁目二番三四号
  - 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ホームセンターバルサンコー牟礼店  
 木田郡牟礼町大字牟礼字下窪九八八番の一ほか
  - 3 変更しようとする事項  
 駐輪場の位置  
 変更前 店舗建物出入口の前（別図のとおり）  
 変更後 外売場用レジスターの横（別図のとおり）  
 なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。
  - 4 変更年月日  
 平成十六年一月十六日
- 二 届出年月日  
 平成十五年十月十五日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間  
 1 縦覧場所  
 香川県商工労働部経営支援課

区 間	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
仲多度郡多度津町大字見立字唐戸二二九九番地先から 三豊郡詫間町大字松崎字北浦一七七二番七四地先まで	二二・六 ） 五五・七	二、二〇〇	平成七年香川県告示第七十九号で変更した区域の一部及び平成八年香川県告示第七十九号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十五年十月二十八日

香川県告示第六百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。  
 平成十五年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 坂土指道 第七号
- 二 指定 年月日 平成十五年十月十五日
- 三 指定道路の位置 綾歌郡国分寺町新名字松原池二二三三 一、一二四五 一、一二四五 五 六及び二二四六一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル  
 延長 六六・二九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所において閲覧に供する。

牟礼町建設経済課

2 縦覧期間

平成十五年十月二十八日(火曜日)から平成十六年三月一日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十六年三月一日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び牟礼町建設経済課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第六百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、三豊郡財田町土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(ため池整備事業)八重池地区)を行うことについて平成十五年十月十六日適当と決定した。

その関係書類を財田町事業課において平成十五年十一月五日から同月二十五日まで縦覧に供する。

平成十五年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、三豊郡財田町土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(水路整備事業)荒戸地区)を行うことについて平成十五年十月十五日適当と決定した。

その関係書類を財田町事業課において平成十五年十一月五日から同月二十五日まで縦覧に供する。

平成十五年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、三豊郡山本町土地改良区が土地改良事業(非補助土地改良事業(区画整理事業)白谷地区)を行うことについて平成十五年十月十六日認可した。

平成十五年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、木田郡二股土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があつた。

平成十五年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	小林 寛	木田郡三木町大字井戸四二〇八番地	平成一五、九、三
"	矢野 文士	" 大字鹿庭二〇〇二番地	"
"	渡辺 康司	" さぬき市昭和一三七〇番地	"
"	森山 正憲	" 木田郡三木町大字井戸一一一番地	"
"	香西 則夫	" " 一一七五番地	"

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	森山 正憲	木田郡三木町大字井戸一一番地	平成一五、九、四
	香西 則夫	〃	〃
	佐藤 信男	〃	〃
	渡辺 徳市	〃	〃
	古市 嘉忠	〃	〃
	渡辺 文男	〃	〃
	藤本 茂	〃	〃
	佐藤 紀之	〃	〃
	小林 寛	〃	〃
	神保 正弘	〃	〃
	坂本三千男	〃	〃
二 就任した役員	丸山 隆	〃	〃
	十川 秋義	〃	〃
	渡辺 文男	〃	〃
監事	阿野 武	〃	〃
	真鍋 安弘	〃	〃
	成瀬 等	〃	〃
	國方 氏平	〃	〃
	長田 徳雄	〃	〃
	坂本三千男	〃	〃
	神保 正弘	〃	〃
	寺尾 和義	〃	〃
	古市 嘉忠	〃	〃
	中村 正康	〃	〃
	佐藤 信男	〃	〃

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	木村 昇	高松市屋島東町一七六番地	平成一三、六、二四
	山田 定弘	〃	〃
	木村 正俊	〃	〃
	磯淵 良男	〃	〃
	明石 和久	〃	〃
	高橋 義定	〃	〃
	松本 正樹	〃	〃
	藤岡 保夫	〃	〃
	藤岡 恒雄	〃	〃
	藤岡 稔雅	〃	〃
	小河 正則	〃	〃
一 退任した役員	十川 秋義	〃	〃
	矢野 文士	〃	〃
	鎌倉 謙次	〃	〃
	真鍋 安弘	〃	〃
	川田 修	〃	〃
監事	阿野 武	〃	〃
	渡辺 康司	〃	〃
	長田 徳雄	〃	〃
	三笠 始	〃	〃

香川県公告第六百二十九号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市屋島東町土地改良区から役員（退任及び就任について次のとおり届出があった。）  
 平成十五年十月二十八日  
 香川県知事 真鍋 武 紀

二 就任した役員  
 加木元正 住 所 二二三番地一 就任年月日

理事 木村 昇 高松市屋島東町一一七六番地 平成一三、六、二五

山田 定弘 住 所 五九六番地

木村 正俊 住 所 一四二番地一

明石 和久 住 所 一五八一番地一

谷本 知弘 住 所 六三二番地

藤岡 保夫 住 所 二九〇番地

藤岡 一夫 住 所 一九九番地

高橋 義定 住 所 一六二一番地

監事 藤岡 恒雄 住 所 四九二番地二

小河 正則 住 所 一五三〇番地

藤岡 稔雅 住 所 二七四番地二

木村 啓三 住 所 一一九一番地

香川県公告第六百三十号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市  
 屋島東町土地改良区から役員就任について次のとおり届出があった。  
 平成十五年十月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀  
 役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日  
 理事 高橋 義定 高松市屋島東町一六二二番地 平成一五、一、五

平成十五年十月二十八日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

